

(別紙)

行政手続法第39条第4項各号のいずれかに該当するため意見公募手続を実施せず命令等を定めた場合にはその旨及びその理由

- ・ 放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の改正は、令和5年改正法の施行に伴うハネ改正であることから、行政手続法第39条第4項第8号の「他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理」に該当するため、意見公募手続は行わないが、同法第43条第5項の規定に基づき、結果公示等を行うこととする。
- ・ 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令（平成16年総務省令第68号。以下「業務運営省令」という。）は、独立行政法人通則法及び個別法の規定に基づき定められた、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人である国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）の業務運営について定めた省令である。今回、改正法の施行に伴い、機構が作成する業務方法書の記載事項に関する規定を改正するものであることから、行政手続法第4条第4項第7号（「業務の範囲・運営」）に該当し、同法第6章の規定が適用されないため、意見公募手続等は実施しない。
- ・ 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成16年総務省令第69号。以下「財務会計省令」という。）は、独立行政法人通則法及び個別法の規定に基づき定められた、機構の財務及び会計について定めた省令である。今回、改正法の施行に伴い、機構の出資継続業務を除く業務の会計原則、勘定区分、重要な財産の処分等の規定について、民間出資に係る条項及び文言の削除を行う改正を行うものであることから、行政手続法第4条第4項第7号（「財務及び会計」）に該当し、同法第6章の規定が適用されないため、意見公募手続等は実施しない。
- ・ 特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成28年総務省令第64号）は、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第5条第1項に規定する機構が行う債務保証等業務の対象となる設備や業務を行う地域の範囲について定めた省令である。今回、円滑化法の廃止に伴い、本省令を廃止するものであることから、行政手続法第4条第4項第7号の「業務の範囲・運営」に該当し、同法第6章の規定が適用されないため、意見公募手続等は実施しないこととする。

(別紙)

・国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（令和4年総務省令第79号。以下、「令和4年改正省令」という。）は、財務会計省令の規定について、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第87号。以下「機構法」という。）の改正に伴う規定の整理を行うものであり、機構の財務及び会計について定める省令である。今回、改正法の施行に伴う機構法の附則の削除に伴い、同法の規定を引用している勘定区分に関する規定の改正を行うものであることから、行政手続法第4条第4項第7号（「業務の範囲・運営」又は「財務及び会計」）に該当し、同法第6章の規定が適用されないため、意見公募手続等は実施しない。